

厚生労働大臣の定める掲示事項等

医療法人社団光仁会フェニックスクリニック
令和7年4月1日

◆当院は中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

◆診療日及び診療時間

月～土 9：00～16：00（受付時間 8：45～16：00）

◆次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◇基本診療料

●時間外対応加算1

◇特掲診療料

●人工腎臓

●導入期加算1

●透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

●下肢末梢動脈疾患指導管理加算

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）4

◇その他届出

●酸素の購入単価

◆「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、その旨をお申し出下さい。

◆下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者様に対し、下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価及び検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいております。

【下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関】

・広島赤十字原爆病院

・県立広島病院

◆医療情報取得加算に関する掲示

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

◆一般名処方加算に関する掲示（当院でのお薬の処方について）

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組などを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に、患者さんの希望を踏まえ先発品（長期収載品）を処方した場合は後発医薬品との差額の一部が選定療養費として患者さんの自己負担となります。

◆診療時間外の対応について

当院では継続的に受診されている患者さんからの電話による問い合わせに対し、当院スタッフが常時対応できる体制をとっています。やむ得ない事由により電話による問い合わせに応じることができなかった場合は、速やかにコールバックします。緊急で連絡が必要な場合は下記の番号におかけください。

【連絡先】 082-293-8400（フェニックスクリニック）

保険外負担に関する事項

令和7年4月1日

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

文書料	
文書の種類	料金（税込）
おむつ使用証明書	1,100円
診断書・証明書	2,200円
健康診断書（簡単なもの）	5,500円
健康診断書（心電図・血液検査含む）	11,000円
特別診断書	料金（税込）
介護手当用、公安委員会提出用	3,300円
被爆者健康管理手当用、障害者年金用、障害認定書	5,500円
各種保険請求用（障害、疾病等）	5,500円

院内で購入可能な物品一覧		料金（税込）
オムツ	リハビリパンツ-M	180円/枚
	リハビリパンツ-L	200円/枚
	リハビリパンツ-LL	220円/枚
	紙おむつ（テープ）	200円/枚
	尿取りパッド	60円/枚
その他物品	止血バンド（30cm）	500円/本

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

医療法人社団光仁会 フェニックスクリニック